

諮問番号：令和３年（個）諮問第１号

事 件 名：本人が特定日に会計検査院長宛てに提出した特定官署に係る文書等に記載された保有個人情報の不開示決定に関する件

諮 問 日：令和　　３年　　３月　　３０日

答 申 番 号：答申（個）第９号

答 申 日：令和　　４年　　３月　　９日

答申書

第１ 審査会の結論

本人が特定日に会計検査院長宛てに提出した特定官署に係る文書等に記載された保有個人情報について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号。以下「個人情報保護法」という。）第１２条第１項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和２年１２月２２日付け２０普第２７７号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、保有個人情報の開示請求を住民票のコピーを添付して、A省庁から保有個人情報の開示をする旨の決定を受け、資料もいただいた。

また、昨年、B省庁からも２回程、住民票のコピーで決定していただき、資料をいただいた。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求に係る処分等

審査請求人は、処分庁に対し、２年１１月１６日付けで開示請求書を送付して開示請求を行った。

個人情報保護法第１３条第２項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５４８号。以下「施行令」という。）第１４条第２項において、開示請求書を行政機関の長に送付して保有個人情報の開示請求をする場合に、開示請求に係る保有個人情報

の本人であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）として、運転免許証等の書類を複写機により複写したものに加え、住民票の写しなどの書類を提出することとされている。

しかし、審査請求人は、本人確認書類として、運転免許証を複写機により複写したもののほか、住民票の写しではなく、住民票の写しを複写機により複写したものを提出していた。

処分庁は、施行令第14条第2項に規定する本人確認書類が提出されていないことから、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し2年11月20日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、「住民票については謄本（役所が発行した現物であって、開示請求する日前30日以内に作成されたもの）が必要となりますので送付願います。」などと開示請求書の補正の求めを行った。これに対し、審査請求人は、2年11月25日付けで、住民票の写しを「提出する気はありません」などと文書により処分庁に回答し、住民票の写しは提出されなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し2年11月27日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、「住民票については『写し』（役所が発行した現物であって、開示請求する日前30日以内に作成されたもの。複写機により複写したものは不可）が必要となりますので送付願います。」などと再度依頼するとともに、指定の期日までに住民票の写しが提出されなかった場合には形式上の不備による不開示決定を行うことになる旨を伝えた。これに対し、審査請求人は、2年12月2日付けで「私は住民票のコピーで良いと思っています。」などと文書により処分庁に回答し、住民票の写しは提出されなかった。

上記のとおり、処分庁は、審査請求人に対して二度に渡り住民票の写しを提出するよう依頼したにもかかわらず、審査請求人から指定の期日までに本人確認書類が提出されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（令和2年12月22日付け20普第277号）。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の不開示決定を不服とし、3年3月12日付けで審査請求を提起した。

2 本件処分の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 本人確認書類の提出について

個人情報保護法第13条第2項において、開示請求者は、本人確認書

類を提示し、又は提出しなければならないと規定されている。そして、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引」（平成29年5月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室。以下「手引」という。）において、本人確認書類として施行令第14条第2項に規定されている①運転免許証等を複写したもの（同条第2項第1号）及び②開示請求者の住民票の写しその他その者が同条第2項第1号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの（同条第2項第2号）の両方の送付が必要であるとされているほか、住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められないとされている。

また、施行令第14条第2項第2号には、住民票の写し以外に「その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類」の提出も認められているが、手引によれば、この規定の適用がある場合とは、「災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しが送付できないか、又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所若しくは居所が異なる場合」とされている。

しかし、審査請求人から提出された本人確認書類は住民票の写しではなく、また、住民票の写しを複写機により複写したものを提出していることから、やむを得ない理由により住民票の写しが送付できないとは考えられず、さらに、住民票の写しを複写機により複写したものに記載された住所と開示請求書記載の住所が一致していることから、住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所が異なるとは考えられない。

したがって、審査請求人から提出された住民票の写しを複写機により複写したものは、施行令第14条第2項第2号に規定する書類には該当せず、本件開示請求においては、個人情報保護法及び施行令に規定する本人確認書類が提出されていない。

(2) 本件開示請求に対する処分庁の対応

前記1(1)及び2(1)に記載のとおり、審査請求人から住民票の写しが提出されなかったため、処分庁は住民票の写しを提出するよう二度に渡り補正の求めを行ったものの、審査請求人はいずれの補正の求めに対しても住民票の写しの提出を拒否したことから、本件開示請求書には形式

上の不備があると認め、不開示決定を行った処分庁の対応は、個人情報保護法及び施行令に基づく適正なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求書に形式上の不備があると認め、不開示とした本件開示請求に係る本件処分は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 3月30日 諮問書の收受
- ② 同年 7月19日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年11月11日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 令和4年 1月17日 審議
- ⑤ 同年 3月 7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

個人情報保護法第13条第2項に基づき、開示請求をする者は、開示請求を行うに当たり、政令で定めるところにより、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならないこととされている。

そして、施行令第14条第1項及び第2項によれば、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、①開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証等、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの、又は②上記①の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類、のいずれかを複写機により複写したものに加えて、その者の住民票の写しその他その者が上記①又は②の書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたものを行政機関の長に提出しなければならないことなどとされている。

このことは、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合、運転免許証等の原本の送付を求めることは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとした一方で、住民票の写し（30日以内に作

成されたものに限る。)などを併せて提出させることとして、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強しているものと解される。

しかし、当審査会において、処分庁宛てに送付された開示請求書等について確認したところ、本人確認書類については、運転免許証を複写機により複写したものと住民票の写しを複写機により複写したとされるものが提出されていて、住民票の写しは提出されておらず、処分庁による住民票の写しの提出を求める旨の補正の求めにも、審査請求人は住民票の写しを提出する意思はないと文書で回答して応じていない。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて住民票の写しの提出を求める補正の求めを2回行っており、これは個人情報保護法第13条第3項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、過去に他の行政機関に対する開示請求において、住民票の写しを複写したもので保有個人情報の開示決定を受けたことがある旨主張しているが、本件開示請求において、処分庁は法令にのっとりた手続等を行っており、当審査会の上記判断が左右されるものではない。

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子